# 地方議会議員の選挙における 選挙運動用ビラの頒布解禁

	<u>ビラ頒布の解禁及び</u> <u>その上限枚数</u> につい て		<u>公営</u> について
(1) 都道府県 議会	ナの#*# <b>た</b>	<u>16,000 枚</u> (=通常葉書の 2 倍)	
(2)指定都市 議会	右の枚数を 上 限 と し て、頒布を 解禁するこ	<u>8,000 枚</u> (=通常葉書の 2 倍)	条例で定めるところによ り、ビラの作成について 無料とすることができる
(3) 指定都市 以 外 の 市議会	ととする。	<u>4,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	<u>こととする。</u>
(4) 町村議会	頒布解禁を行わない。		

【施行期日】平成31年3月1日

## 公職選挙法の一部を改正する法律要綱

- 一 都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の解禁 (第 142 条関係)
  - 1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のビラを頒布することができるものとすること。
    - (1) 都道府県の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 16,000 枚
    - (2) 指定都市の議会の議員の選挙にあっては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 8,000 枚
    - (3) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあっては、候補者 1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委 員会に届け出た2種類以内のビラ 4,000 枚
  - 2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のビラの作成について、無料とすることができるものとすること。

### 二 施行期日等(改正法附則関係)

- 1 この法律は、平成31年3月1日から施行すること。
- 2 適用区分について、所要の規定を置くこと。

# 公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) の一部を次のように改正する。

のビラ 九項中 三項まで」に改め、 め、 め、 第一 する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 理委員会に届け出た二種類以内のビラ 同項第四号中「八千枚」の下に「、 第百四十二条第一項中「並びに第一号から第三号まで」及び「第五号から第七号までに規定する」を削り、 号から第三号まで及び第五号から第七号まで、 同条第八項中 同条第七項中 「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項」を 一万六千枚」を加え、同項第五号中「四千枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管 「 第 一 「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項」に改め、 同条第十一項中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員又は長」に、 項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」を 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内 八千枚」を加え、 第二項並びに第三項」を 同項第六号中「二千枚」の下に 四千枚」を加え、 第 項から第三項まで」 同条第六項中 「第一項及び」 「第一項から第 「市長」を「市 当該 | 選挙に 「第一項 同 に改 に改 条第 . 関

の議会の議員又は長」に、

第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

附 則

ß

(施行期日)

この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。

1

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県

又は市の議会の議員の選挙について適用し、 この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道

府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

# 理由

者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、 候補

する理由である。

# 公職選挙法の 部を改正する法律 新旧 対照

# 〇公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

# 部分は改正 部分)

# 改 正 後

### 文 义 画 0 頒 布

第 場合において、 する通常葉書及びビラの 百 いては、 兀 十二条 選挙運動 衆議院 ビラに 0 ため 0 (比例代表選出) ほ 1 に使用する文書図 ては、 いかは、 散布することができない。 頒布することができない。 議員 一画は、 の選挙以外 次の各号に規定 の選挙にお この

# 略

兀 て、 管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、 通 **過常葉書** 八千枚 当 T該選挙 に関する事務を管 万六千枚 候補者一人につい 理 す んる選

五. 管 人について、 理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内の 指定都市の選挙にあつては、 議会の議員の選挙の場合には、 四千枚 通常葉書 当 該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員 三万五千枚、当該選挙に関する事務を 長の選挙の場合には、 八千枚 候補者 人に つ ビラ 1 候補者 て、 七万 通常

会に届け

出た

種類以内のビラ

候補者 委員会に届け出た二種類以内のビラ 万六千枚、 務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 指定都市以外 葉 書 人に 議会の 一千枚 つ 0 議員の て、 市の選挙にあ |該選挙 通常葉書 選挙の場合には、 に関する事 つては、 八千枚、 四千枚 長の選挙の場合に 務を管理する選挙管理 候 当該選挙に関する事 補 者 人につい は

## (文書図 画 0 頒 布

改

正

前

第百四十二条 までに規定するビラのほ 合において、 する通常葉書並びに第 1 ては、 選挙運 衆議院 ビラについては、 動 0 ために使用する文書図画 (比例代表選 号から第三号まで及び第五号から第七号 かは、 散布することができない。 頒布することができない。 <u>出</u> 議員の選挙以 は、 次の各号に規 外の 選挙に この 場 定 お

# 一 <u>5</u> 三 略

兀 都道府県の 通常葉書 議 八千枚 会の議員 0) 選挙にあつては、 候補者一人につ 1

五. 葉書 管理する選挙管理委員 人について、 指定都市の選挙にあつては、 議会の議員 四千枚 通常葉書 0 選挙の場合には、 会に届け出た二種類以内のビラ 三万五千枚、 長の選挙の場合には、 候補者一人につい 当該選挙に関する事務 候補 通 七 者 万 を

六 通常葉書 務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 万六千枚、 医補者 一 指定都· 市以 人に 二千枚 議会の議 っい 外の て、 市の選挙にあつては、 員 0 通常葉書 選挙の場合には、 八千枚、 長の選挙の場合に 候補者 当該選挙に関する事 一人につい は て、

七 (略)

2~5 (略)

る方法によらなければ、頒布することができない。 6 第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定め

7 とが 選 選 該 挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証 事 挙 予管理会、 る選挙管 て同じ。) を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。 管 挙 理  $\mathcal{O}$ 項 近委員 選 及び 挙区ごとに区分しなければならない。 参議院 理委員会の交付する証 の定めるところにより、 会 第二項のビラは、 この場合において、 **(**参 議院 合同 選挙区選挙につい 比 例代表選出 当該 第二項の 紙を貼らなけ 選 当該選挙に関する事務を管 議員 一挙に関する事務を管理する の選挙については中央 ては当該 いビラに れば頒布するこ |選挙に っい 以下この て当 紙 は、 関する 該選 項に 当 7

8 チ 第 七センチメート  $\vdash$ 項 ル  $\mathcal{O}$ を、 ビラは長さ二十九・七センチメート 第二項のビラは長さ四十二センチメ ルを、 超えてはならない。 ル、 幅二 1 <del>+</del> 幅二 セ

9 なら 同 印 院 は 号の 名 刷 ない。 者の 候 補 ピ 届 項 氏名 ラである旨を表示する記号を、第二項のビラに 議院 出 カ この場合に 政 届 5 党党等 出 名簿登載 第三項 (法人に 政 0 党 名 0 までのビラには、 において、 あつては名称) 称及び同項のビラである旨を表 名称を、 者に係る参議院 第三項のビラにあ 第一項第一号の二の 及び住所を記 その 名簿届出政党等 表面 に って 頒 載しなけ ビラにあつて 布責任者及び は当  $\mathcal{O}$ 示する記号 名 あつては 称及び 該 衆議 れば

七 (略)

2~5 (略)

6 項 よらなければ、 並 第 びに第三 項 第 項 号か 頒布することができな 0 ビラは、 . 6 第 一号まで及び 新聞折込みその他政令で定める方法 第五号から第七号まで、 第二

\ \ \ 事 理委員会の交付する証 る参議院合同選挙区選挙管理委員会。 参 会 第二項のビラは、 挙 の定めるところにより、 務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、 議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理す 区ごとに区分し (参議院 第 この場合において、 項 第 比 号 例 代表選出議員の選挙については中 から第三号まで及び第五号から第七号ま 当 なけ 該選挙に関する事務を管理する選挙管理 れ 紙を貼らなければ頒布することが ば 第二項のビラについて当該選挙に関する 当該選挙に関する事務を管理する選挙管 ならない。 以下この項において同じ。) 央選挙管理 当該 で 選 でき 学 並 一委員 びに  $\mathcal{O}$ 選

8 第二項のビラは長さ四十二センチメートル、 は長さ二十九・七センチメートル、 第 トルを、 項 第 号 超えては カら 第三号まで及び第五号から ならない。 幅二十一センチメートルを 幅二十九・七センチ 第七号まで のビラ

9 この 氏名 院 項 届 である旨を表示する記号を、 ||名簿登載者に係る参議院名簿届出 並びに第三項のビラには、 出 第 [政党の名称を、 場合におい (法人にあつては名称) 項 第 号から て、 第 第三号まで及び 第三項のビ 項 第 及び住所を記載しなければならな 第二項 その表面に頒布責任者及び印刷者 一号の二のビラにあつては当該 ラに あ  $\hat{O}$ 政党等の名称及び同号の 第五号から第七号まで ビラにあつては当該 つては当該 衆議 院 名簿届 候補 ビラ 参議 第一 出 者

を、併せて記載しなければならない。

10 (略)

12・13 (略) 11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の

10 (略)

記載しなければならない。

政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、

併せて

いて、無料とすることができる。 職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のビラの作成につ挙に係る部分を除く。) に準じて、条例で定めるところにより、公では市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選1 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙につい

12 · 13 (略)

三